

※網掛け部分は主な論点を示しています。

論 点	事務局案
論点1-1 パートナーシップ制度の目的 …資料 3-2(P2)	・パートナーシップの宣誓等を受理することで、性別等に関わらず、日頃の生きづらさを緩和し、お互いを人生の伴侶として日常生活において、精神的に、かつ、経済的又は物理的に相互に協力し合うことを約した二人を支援することを目的とする。
論点1-2 根拠規定をどこ置くか …資料 3-2(P2)	・制度の根拠規定は、既に制定されている「武藏野市男女平等の推進に関する条例」を改正する方式で対応する。
論点2 制度のあり方	
2-1 制度の種類 …資料 3-2(P4)	・宣誓と宣誓書受理証の交付を基本とし、宣誓書受理証に加え、公正証書等の提出を希望する場合は、公正証書等受理証の交付を行う。
2-2 制度の対象者 …資料 3-2(P5)	・性別等に関わらず、日頃の生きづらさを緩和し、お互いを人生の伴侶として日常生活において、精神的に支え合い、経済的又は物理的に相互に協力しあうことを約した二人を対象とする。
論点3 申請要件	
3-1 居住地 …資料 3-2(P6)	・宣誓書受理証の交付の場合は、2人が市内に住所を有する、又は転入の予定であること。なお、同居を基本とするが、別居の場合も認めるものとする。 ・公正証書等受理証の交付の場合は、少なくとも1人が市内に住所を有する、又は転入の予定であること。
3-2 その他の申請要件 …資料 3-2(P7)	・年齢は成人（満 20 歳以上）に達していること。 (民法改正により、令和 4 (2022) 年 4 月 1 日以降は「満 18 歳以上」となる) ・現に婚姻していない、他のパートナーとパートナーシップを結んでいないこと。 ・近親者でないこと。
論点4 証明書等の交付に関する事	
4-1 提出書類 …資料 3-2(P8)	・申請書、パートナーシップ制度届出にあたっての確認書、本人確認ができる書類、独身を証明する書類、住民票（写し含む）または住民基本台帳カード、公正証書(希望者のみ)
4-2 通称使用の可否 …資料 3-2(P8)	・戸籍上の氏名だけでなく、通称名も使用可とする。 ・通称名を使用した場合においては、受理証等の裏面に戸籍上の氏名を記載する。
4-3 手数料 …資料 3-2(P9)	・無料とする。
4-4 名称・発行形式 …資料 3-2(P9)	・名称は、「武藏野市パートナーシップ制度（仮称）」を候補とする。 ・受理証等は A4 サイズと携帯できるサイズを発行する。
4-5 届出の仕方 …資料 3-2(P9)	・2人で届出をする。
論点5 有効性に関する事	
5-1 宣誓書等の保存期間 …資料 3-2(P10)	・宣誓書は、10 年保存とする。一方、公正証書等は、パートナーシップ解消の届出がない限り、保存とする。
5-2 パートナー解消時の取扱い…資料 3-2(P10)	・パートナー解消時に届け出る仕組みとする。
5-3 転出時の取扱い …資料 3-2(P11)	・転出時に届け出る仕組みとする。
5-4 パートナー死亡時の返還 …資料 3-2(P11)	・死亡時に届け出る仕組みとする。
論点6 他の自治体との相互利用について…資料 3-2(P12)	・近隣の状況を踏まえて検討する。